

夢を実現する第一歩のために…

ミツヒロニュース

2011年
10月号

おかげさまで
創業

50周年

今月のトピックス

○遺言のススメ

遺産分割をスムーズに行う
ために

○今月のお仕事備忘録

10月から地域別最低賃金
額等が改定されます

○あとがき

もうひとつの名月



読書の秋です。今月も書籍の紹介をします。「人生が180度変わる幸せの法則」(木下晴弘著)は、自分最優先で仕事をし続けたトップセールスマンが、病に倒れた事をきっかけに、「人のために尽くし相手の喜びを自らの喜びと感じる自分が変わっていく過程で、真の幸せに気づいていく。」といった、これからの時代を感じさせる物語です。是非、読んでください。 光廣 昌史

遺言のススメ

最近、相続税の申告期限（死亡の日から10ヵ月）までに遺産分割が決まらないケースがみられるようになりました。実際に亡くなられてから3年以上経ちますが、まだ、分割が決まらず、双方が弁護人をたて、裁判に持ち込まれているケースもあります。遺産が分割されないと次の制度が利用できません。

①配偶者の税額軽減

配偶者は相続財産を最低1億6千万円か、法定相続分まで、取得したとしても相続税を納税する必要はありません。未分割の場合にはこの制度の適用はありません。

②小規模宅地の評価軽減

一定の要件をみたせば、土地の評価が軽減される制度ですが、適用される財産を取得しない限り認められていません。そのため、未分割の場合にはこの制度の適用はありません。

分割が決まらないため、納めるべき税金が発生した場合、相続人それぞれが納税資金を準備しなければなりません。亡くなられた人に金融財産があり、その資金を使って相続税の納税をしたいところですが、分割が決まらない限りは、各金融機関も払い戻しをしてくれません。各自が納税資金を準備することになります。

分割が決まれば、上記の制度を利用することができ、相続財産を軽減することができます。それにより、納める相続税が減額されます。分割をスムーズに決めるための秘訣は、遺言書を書いておくことです。ぜひ、遺言書を書かれることをお勧めします。

(次ページへ続く)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp>

Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007

mail to : info@office-m.co.jp

1. 遺言がなくて困った点

- ①財産分けの話し合いの中で、配偶者が住んでいる住宅を売却しないと、財産を分けることができなかった。
- ②相続人間で、遺産分割の話し合いができなくて、裁判になってしまった。
- ③子供がいなかったため、亡くなった配偶者の親兄弟から財産を要求された。
- ④遺産分割の話がまとまらなかったため、金融機関から、お金を引き出せないと言われて、生活費等に困った。

2. 特に遺言が必要な場合

遺言があったほうが、スムーズに分割ができる場合について、いくつか挙げてみます。

(1) 夫婦の間に子供がいない場合

夫婦間に子供がなく、遺産のすべてを永年連れそった妻に相続させたいときは、遺言ですべてを妻に相続させるとします。遺言がなければ、相続人が妻と兄弟姉妹の場合は、妻の法定相続分は4分の3、残りの4分の1は兄弟姉妹となっており、話し合いで財産を分ける必要があります。

(2) 息子の妻に財産を贈りたい場合

息子の妻は、夫の両親の遺産については、全く相続権がありません。両親と同居していた息子夫婦の夫に先立たれた妻が、その後、亡夫の親の面倒をどんなに永い間みていたとしても、子供がいない場合は、亡夫の親の遺産は、すべて亡夫の兄弟姉妹が相続してしまいます。このような場合には、遺言で、息子の妻のために遺産を残しておくのが思いやりというものです。

(3) 先妻の子供と後妻がいる場合

先妻の子供と後妻の間では、父の死亡とともに先妻の子供と、後から家庭に入ってきた後妻との間に感情的な対立がはじまり、遺産の分割に関連して紛争が大きくなるという例は、よくあることです。

先妻の子供の立場からすれば、亡父が再婚さえしなければ、遺産は全部自分のところへ来るはずであったのに、後妻のために相続分が半分になってしまったという不満があるからです。

このような場合にも、遺言で、どの財産は後妻に相続させ、どの財産は先妻の子供に相続させるかということを書き残しておけば、紛争を避けることができます。

(4) その他

- ①個人企業を経営したり、農業を営んでいて、その家業を特定の相続人に継承させたい場合
- ②相続人ごとにそれぞれ特定の財産を与えたい場合
- ③遺産を公益事業に役立てたい場合
- ④知人や友人に遺産を贈りたい場合
- ⑤相続権のない孫に遺産を贈りたい場合
- ⑥身体障害者である子供により多くの遺産を残したい場合

などは、あらかじめ遺言で、遺産の配分方法をはっきりと決めておくことが必要です。

3. 遺言は誰でもできる

遺言とは、個人の生前の意思をその死後に実現させるための制度で、満15歳以上の者であれば、誰でも自由に遺言をすることができます。遺言は、家族の事情、家業の実態に合わせて、相続人のそれぞれに対して、遺産を合理的に配分したり、あるいは、相続人以外の個人、法人、公共団体等に対し遺産を贈与したり寄付したりできるなど、多様な機能を持っています。

遺言がない場合の法定相続は、遺産分割協議によって行われますが、遺産分割協議の場では、相続人が各自自分に都合のよい主張をしがちで、話し合いのつきにくいことが少なくありません。

自分の子供たちに限って仲たがいをするはずがないという考え方は、必ずしも自分の死後には通用しないと心得るべきでしょう。

遺言をしておけば、遺産にからむ争いを少しでも未然に防止することができますし、残された相続人も遺言者の意思にそった納得のいく遺産の配分を円満に実現させることができます。

4. 遺言が必要なケース

- ①法定相続分どおりに相続させたくない人
- ②相続人以外の人に、財産をあげたい人
- ③子供がいない夫婦
- ④離婚、再婚をするなど、家族関係が複雑な人
- ⑤事業やアパート経営をスムーズに引き継がせたい人
- ⑥分割しにくい財産がある人

5. 遺言の内容

まず第一に、現在の家族の生活を守ることを最優先に考えてください。

そのポイントは

- ①家族が、今の生活を続けられることを最優先に考える
- ②不動産は共有にしない
- ③相手がもらって困るものは相続させない
- ④一人の人に全財産をと考えるのではなく、それぞれの立場を尊重する

6. 遺言の方式

法律は、遺言について厳格な方式を定めていますが、遺言しやすいように普通の場合の方式として

- ①公正証書による遺言
- ②自筆証書による遺言
- ③秘密証書による遺言

の三つの方式を定めています。

このほかに、特別な場合の方式として

- ①普通の場合の臨終宣言
- ②伝染病で隔離された場所にいる者の遺言
- ③船舶中にある者の遺言
- ④遭難船中にある者の臨終宣言

などを定めています。

上記の中で、普通に最も多く利用されている方法は、公正証書遺言と自筆証書遺言です。

7. 自筆証書遺言と公正証書遺言

	自筆証書遺言	公正証書遺言
概要	<ul style="list-style-type: none">・遺言の全文と日付、氏名をすべて自書し、押印（認印で可）する。・相続発生後、家庭裁判所の検認が必要。	<ul style="list-style-type: none">・公証人役場で2人以上の立会証人のもとに、公証人が遺言書を作成する。・文字を書けない方、病床の方等遺言書を書けない方でも遺言ができる。
長所	<ul style="list-style-type: none">・誰にも知られずに作成できる。・作成費用がかからない・作成替えが容易。	<ul style="list-style-type: none">・公証人が作成するので形式不備で無効になるようなことが無い。・偽造・変造・紛失の危険性が無い。
短所	<ul style="list-style-type: none">・形式の不備や内容が不明確になりがちで、後日トラブルが起きやすい。・偽造、変造、隠匿の恐れがある。・遺言が無効になったり相続争いの恐れがある。	<ul style="list-style-type: none">・内容が他人（立会証人等）に知られてしまう。・立会証人が必要。・公正証書作成費用がかかる。

8. 公正証書遺言にしたほうがいいケース

- ① 確実な遺言書をつくりたい（自分で遺言を書くのは不安がある）
- ② 預貯金や不動産など自分名義の財産がある
- ③ 自分が死んだら、遺族がすみやかに相続手続きをできるようにしたい
- ④ 第三者に財産を遺贈・寄附したい
- ⑤ 婚外子の認知や相続人の廃除など、相続人の利益を損ねるような遺言をしたい
- ⑥ 遺言書の保管場所がない など

9. 遺言書の作成の注意点

- ① 不動産の相続
不動産の登記事項証明書を取り寄せ、この表題部の記載内容どおりに記入する。
- ② 建物内に存する家財道具その他一切の動産並びに電話加入権を誰に相続させるのか。
- ③ 株式の相続は株数が変わる場合を考慮して記載する。⇒名義書換・売却清算
- ④ 個人年金保険等は保険会社名・契約記番号を明確に記載し、分割交付請求権を誰に相続させるのかを記載。
- ⑤ 生命保険の権利も保険会社名・契約記番号を明確に記載し、誰に相続させるのかを記載。
- ⑥ 公共団体・市町村等への遺贈の場合。⇒譲渡所得起因財産は要注意
- ⑦ 預貯金等の金融資産は割合で相続させる。
- ⑧ 未記載財産は誰に相続させるのか。
- ⑨ 債務諸費用の負担者は誰か。
- ⑩ 二次遺言の作成。積極財産、消極財産共に。
- ⑪ 遺言執行者の権限。⇒貸金庫は遺言執行者に、これを開扉、内容物を収受し、又この貸金庫・保護預り契約を解約する権限を付与する。
- ⑫ 遺言執行者の指定。
- ⑬ 遺言執行者に支払う報酬金額を定める。
- ⑭ 付言事項を記載する。

以上、遺言の必要性についてお話をしてきました。その中で、財産を確実に残すには公正証書遺言を作成しておくことであると思います。公正証書遺言の作り方は、弊社担当者へご相談いただければと思います。

参考文献 本田桂子著『想いが通じる遺言書と生前三点契約書の作り方』
公証人役場『遺言のすすめ＝遺言公正証書の手引き＝』

◆ 今月のお仕事備忘録 ◆

1. 労働保険料第2期分の納付（延納申請した場合）
今月は、第2期分の納付期限(10月31日)です。
2. 定時決定の反映と新しい保険料率による控除
定時決定により、9月からは新たに改定された社会保険料が適用されますが、社員からの社会保険料の控除を翌月に行っている場合、10月から控除することになります。
また、平成23年9月分（10月納付分）から厚生年金保険の保険料率が改定されています。
3. 各都道府県で地域別最低賃額が変わります
広島県は、平成23年10月1日から710円（時間額）に改定されます。

あ と が き

下田です。虫の音が響き、すっかり秋らしくなりました。今年の十五夜「中秋の名月」は、6年振りの満月でしたね。もちろん！お月見をしましたよ。そして、もうひとつの名月「十三夜」は10月9日。日本では十五夜だけでなく旧暦の9月13日にも月見をする日本独自の「十三夜」の風習（秋の収穫祭の一つとして）があります。月見団子と栗や枝豆をお供えするため「栗名月」「豆名月」「後の月」とも呼ばれていますね。月を愛でながら、秋の夜長を愉しみたいと思います。

【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所
〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007
URL <http://www.office-m.co.jp>

